

第二部 中世

第五章 武家政権成立期の日高

第一節 寿永の内乱

寺院知行国

但馬の国の中に荘園が設置されると、それだけ国司の支配下にある国衙領は、狭ばまってくるとはいえ、国衙領からの取り分け、まだまだ魅力ある対象だった。先にもふれた如く、藤原朝経が、權左中弁というれっきとした官職を授与されながら、但馬国司の地位も望んでいた。それには、役得として、但馬国の取れ高の幾分かがあてがわれていたからだ。このように土地の用益権が、貴族個人ではなくて寺院にも与えられるようになると、寺院知行国が始まりだす。但馬は比叡山の寺院知行国に指定されてきた。

その時期は、はつきりしていない。しかし、南北朝時代、足利直義が日吉神社に捧げた願文によれば、天元二年（九七九）、比叡山の惣持禪院が焼亡した時、但馬が造営料所に指定された旨を記している。この事が、真実なら、平安時代の中期頃、既に但馬は比叡山と密接な関係があり、但馬国の収益が、比叡山の堂塔

の新造料にあてられていた。但馬が比叡山の寺院知行国の如き立場に置かれてきている。このことが先例となつたものか、鎌倉時代には、但馬が比叡山の寺院知行国に固定してしまった。

このように比叡山が但馬国と密着してくると、寺務を執る場所がどうしても但馬の国の中に求められる必要が起きてくる。この時、比叡山の出先機関として、選定されたのが、進美寺ではなかつたろうか。

進美寺と比叡山

進美寺と比叡山との、この関係を直接証拠だてる資料は、伝来していない。状況証拠は、進美寺が、既にふれた如く、郷寺の系譜をふまえて、天台寺院として、顯われているばかりでなく、その位置が、但馬の、どの天台寺院よりも国府に接近した地点にあることだ。比叡山が、但馬を寺院知行国として取り込んではいても、何かにつけて但馬国衙の指揮監督を受ける立場にあつた。そのためには、国衙の近くに比叡山の出先機関が設置されていれば、何かと好都合だった。天台の比叡山に限らず、真言の高野山でも、この頃、自派の宗勢拡大のために、盛んに自派の僧侶を地方に派遣している。進美寺が行基菩薩の開祖と称しながら、天台宗の寺院となつたのは、このような結果であつたろう。こうして、比叡山から派遣された僧侶が、進美寺に常駐するようになったのだろうし、比叡山の惣持禪院の修覆工事のため、但馬の正税が割り当てられるようになると、この比叡山派遣の進美寺常駐僧は、宗教祭儀だけでなく、正税事務関係にも関係を持つようになつてくる。そのための場所として、国衙に最至近の場所にある進美寺は、うつつけの場所ではなかつたろうか。こうなると、進美寺は、但馬における天台系寺院の最頂点に立つようになり、但馬の天台系諸寺院のあり方を規制する立場となつてくる。このことは逆に、

同時に比叡山から規制を強く受ける立場となる。

進美寺と寿永の内乱

源平の争乱の前夜、平氏政権の勢が、ぐんと伸びてくる。治承四年（一一八〇）高倉天皇は、安徳天皇に譲位して上皇となり、最初の社参の儀を嚴島神社で行なうことにとした。これは、石清水八幡宮・賀茂社・春日社・日吉社のいずれかで行なわれるのが、従来の例であった。この慣例が破られたので円城寺・延暦寺・興福寺の三寺が連合して反平氏の運動を露骨にしてきた。京都周辺における寺院勢力の動向は、この但馬にも敏感に影響している。文治元年（一一八五）、屋島の戦の時、進美寺では、一万巻の観音経を転読して、平氏の折伏を祈願しているし、また、文治二年（一一八六）正月十八日からは、観音經三十三巻の長日読経を行い、征夷大将軍源頼朝の万歳を奉祝している。これらのことを行なったのは、小野時広で、この時、但馬の総追捕使に任じていた。小野氏は関東出身の武士で、武蔵七党の一、横山党の武士だ。源頼朝の指令に従って、進美寺で観音經読会を施行している。

進美寺が、但馬における延暦寺の寺務代行機関であったのは、国衙の近くに所在するためだつたろう。この限り、但馬国衙から強い影響を受ける立場にあった。寿永の内乱期、但馬の国衙は立場上、平氏政権の指令下に編入していたから、進美寺に対し、但馬国衙からは、平氏の軍事力に対する協力が要請されてきたことだろう。それなのに、敢えて源氏の側に付し、源氏の戦勝を祈念し、国衙の指令に背いたのは、総本山である延暦寺の動向が、反平氏政権の旗印を鮮明にしていたためで、その指示を強く受けていたからであろう。この時、觀音寺も天台系寺院であるから、進美寺同様に、源氏の勝利を祈念していたことだろう。

日置郷の平家方人

この寿永の内乱期、進美寺の例のように、日高町の町域内において、反平氏戦線の一翼が成立していた。しかし、律令国家の地方機構である国衙の影響力は、まだまだ強かった。国衙を媒介とする平氏政権の支配力は、この気多地方の武士をがっしりと掌握していた。

日置郷には、既に平安時代の初め、日置部是雄、同衣守の名前が見え、古代氏族の流れを引きつつ、たくましく成長していたが、正倉放火の罪に問われていた。その後、日置郷の有力氏族の名前は歴史の表面にてこない。このころから、律令体制の亂れと共に、荒地を開き、やせ田を改良し、自分の田を持つような農民が現れてくる。これは莊園の内部だけでなく、国衙の勢力がまだ強く及んでいる土地でも同様だった。

国衙領である日置郷の中でも、このような有力農民が成長してきたことだろう。彼等が武器を持ち、下人を従え、一族、縁故をたぐつて団結すれば、武士団が発生してくる。日置郷は但馬国衙とは、目と鼻の距離にある土地だ。但馬国衙の指令は瞬時に伝えられ、その強力な統制下にある土地だ。争乱に際し、平氏政権と密着している中央政府の指令が、但馬国衙に届き、平氏の軍事行動を援助させるような場合、日置郷の武士団は、国衙の指揮下に容易に繰り込まれたことだったろうし、差し当つての軍事行動は、直接、平家方人として平家軍の中に構成されるよりは、反平氏政権の旗をかかげている進美寺の動向を牽制する立場であつたかもしだれない。この武士団の頭株の名前は判明しないが、とにかく、何らかの形で、寿永の内乱期に平氏政権に与同したことだったろう。源氏の政権が鎌倉に成立すると、この平家に味方した日置郷の武士団は、日置郷から追い払われ、かわって関東から源頼朝の指令を受けて、関東武士が地頭として、乗り込んでくる。国衙に近いこの日置郷に、関東から派遣された「下り衆」と呼ばれる地頭が任命される。それだけに、但馬

の国府は、関東からの圧力を真正面から受けることであつたし、但馬の総追捕使、小野時広の活動を側面から援助する形ともなつた。

越生右馬允

では、この日置郷にやつてきた関東下り衆は、誰だつたろうか。弘安八年（一二八五）の、『但馬国太田文』には、日置郷百四十六町七反百九十四歩の地頭として、越生兵衛太郎長経の名前が見える。ところで、武藏七党の一、児玉党の首領は、越生だといい、その系譜は、次の如くだといわれている。

越生有弘—有高—有信

〔有直—長経—経高〕

更に、武藏国入間郡越生郷松渓山報恩寺の年譜によると、既に承元二年（一二〇八）、越生有高は、有弘の譲状に任せて、五カ所の地頭職を得ており、その一が、但馬国日置郷であつた。承元二年といえば、源頼朝が鎌倉に幕府を開いたのは、建久三年（一一九二）だから、僅かに十六年しか経っていない時だ。こうしてみると、越生有弘は、寿永の内乱期、源頼朝に対し忠節をつくした代償として、但馬国の日置郷を与えていたようである。それは、この日置郷に平家に味方した武士団がいたので、源頼朝が没収していたからだ。

越生有高は、右馬允を号していたものようだ。貞応元年（一二二二）仁和寺領新井荘に新儀の濫妨を行つた地頭の名前三人が判明している。多氣地頭沼田三郎、三方郷地頭渋谷三郎、それに、日高郷地頭越生右

馬允だ。この多氣地頭とあるのは、氣多地頭のことだろうし、日高郷とあるのは日置郷のことだろう。だとすると日置郷地頭越生右馬允は越生右馬允有高その人に外ならぬわけだ。幕府の権威を背に新井莊に濫妨を働いている。新井莊は、『但馬国太田文』に新井莊拾三町六十歩と記せられている地で、三方莊付近にあつた莊園だ。越生有高は自己が保持していた日置郷を建治二年（一二七六）十二月十一日、越生長経ながづねに譲り、弘安五年（一二八二）五月二十六日、長経の子、豊王丸が受け、永仁五年（一二九七）越生長持ながもちに伝領している。

こうしてみると、日置郷の地は、平安時代三百年の経過の間に、日置部是雄のように氣多郡に住みつき、氣多郡で有勢となつた豪族の系譜の人たちが、姿を消して、新たに関東からの下り衆である越生氏がこれに代り、鎌倉時代三百年を通じて定着していたことが知られよう。この越生もやがて南北朝の動乱期の初頃には没落してしまう。

それにしても、寿永の内乱期、頼朝の政権が確立しようとした時、このような関東武者たちが、平家追討のためといって、年貢を横取りしたり、兵糧米を徴発したりするので、この非法に苦しんだ人たちも多かつた。石清水八幡宮も、このような行為のため、神事が勤修出来ないと非難をあげ、武士の非違を訴えたので、頼朝はその要求を認めて、石清水八幡宮領で、違乱を行うことがないように指示しているが、どうしたわけか、但馬の石清水八幡宮の名前は、伊福の別宮をはじめとして、すべてそのなかに入っていない。但馬は、わけてもこの気多地方は、寿永の内乱期、他の地域に比べて、一段と早く源氏の勢力下にくり込まれていたためだろうか。

進美寺の五輪宝塔供養

さて、建久八年（一一九七）十月四日、鎌倉幕府は、八万四千基の五輪宝塔の供養を立つた。表面的な理由は、保元の乱以来、平氏に組して源氏に対抗し、各所の戦場で戦死した多数の武士の冥福を祈るためにあつたが、その真相は、源頼朝の最愛の娘である長女の大姐が、この年の七月、死亡してしまったのは、平家の怨念のなせるわざかと、おののき、平家の亡靈を慰めようとしたものだつた。

かくして、その場所の一つとして、但馬では進美寺が選定されたのである。それは、進美寺の山容を、つらつらと相して見ると、南に高い山がそびえ、北に深い谷を抱き、大悲の慈雲が遙かにそびえ、仏誓の願力が深々とし、正に宝篋印經に説く如く、一切の生類、悉く利益を受けるに相違ない靈場と観じられたからであつたといふ。

進美寺は、既にふれた如く、寿永の兵乱に際して、比叡山延暦寺の傘下に属し、源氏に加担し、源氏の武運長久を祈り、分けても將軍頼朝の平安を祈ること熱烈なものがあつた。建久五年（一一九四）法華經三千部觀世音經十万巻を読經して、頼朝の万才を祈り、この旨を幕府に注進している。それで、但馬の總追捕使小野時広は、この芳心を賞し、五月十三日付をもつて、但馬の在庁大名らに命じて、進美寺に対して、違乱があつてはならぬと警め、重ねて五月十五日も、進美寺が関東の御祈禱所として、その勤めを怠りなく修しうるよう、狼藉してはならぬと令している。

かくの如く、進美寺は、比叡山の縁によって、関東御祈禱所としての寺格を附与されて来つてゐる。こうした因由によつて、進美寺が五輪宝塔供養の処として選定されたものだらう。

そこで但馬守護源親長は五百基分の勧進を引き受けたが、その中の但馬国の分として三百基を進美寺で開眼供養することとしたのである。この三百基の造塔の中、六十三基は進美寺の住僧がひきうけ、自余の二百三十七基は国中の大名らの負担とされていた。

仏に対する最大の供養は、自身が僧となつて仕えるということであり、次善の手段は、造寺・造塔と考えられている中にも、この時代になると、一人で大きな塔を作るよりも、小さくとも数多くの塔を作つて供養すれば、それなりに大きな功徳があると信じこまれていた。それで源頼朝は、全国で八万四千基という莫大な造塔を命じたのだろうが、その塔の実態は、高さ五寸というから、木造か、或は土塔のような簡単なものだったかも知れない。

その後も、進美寺は関東御禱所として精誠を尽していたことは、正治元年（一一九九）但馬守護源親長が、祈禱卷数の受領書を発行していることで知られる。この源親長は安達親長といつた武士で、承久の乱に、関東武士でありながら鎌倉方に附さないで、京都方の為めに働き、失脚し、但馬守護の地位を失うが、同時にこの承久の乱は、多くの但馬の武士たちにも、浮沈の一石を強くなげかけたものだった。

第二節 雅成親王

承久の変

鎌倉幕府の成立によって、打撃を受けた京都の公家勢力は、將軍源頼朝の死と共に、幕府機構が紛糾したのにつけ込んで、その回復を計ろうとして承久三年（一二二一）後鳥羽上皇を中心

とし、討幕の兵をあげた。だが、幕府軍の反撃に、もろくもつぶれた。後鳥羽・順徳・土御門の三上皇は配流となり、雅成親王も但馬配流になった。世にいう承久の変である。先に寿永の内乱期、平家に味方したばかりに所領を没収され、屏息していた但馬の武士たちのある者は、失地を回復するのはこの時とばかり、京都の公家方に味方したが、再び、一敗地にまみれてしまっている。養父の朝倉八郎や、朝来の夜久十郎高綱、七郎維綱などがその人である。この気多郡でもこの時、京都の公家派に味方したと思われる人もいるし、鎌倉に味方したと思われる人もいる。

まず、鎌倉に味方した人は誰だつたろうか。太多荘や楽前荘の比曾寺・善雲寺を所領した楽前一・日置郷と积迦寺を所領した越生長経、八代荘に関係していた八代善阿・狭沼郷に関係していた八木高貫、高田郷に所領を有している高田忠貞などがそれではないかと思われる。楽前一・八代善阿・高田忠貞共に楽前郷・八代郷・高田郷に生長した有力武士だつたろうし、八木高貫は、養父郡八木荘で有勢であつた八木氏の一族だつたろう。このような土地の有力者が、そのまま自己の所領を所有しているのは、承久の乱に京都に味方しないで、鎌倉に与同したために保持が認められていたものだつたろう。

また、越生長経もさきに争乱期に手に入れた日置郷をそのまま所持していることからすれば、やはり、関東武士として鎌倉幕府に節をたてていたために、引き続き所持し得たものだつたろう。

他面、京都方に味方した人は誰だつたろうか、確実に名前が分っているのは、承久の乱の時、但馬守護を務めていた安達親長と、その子で進美寺の山下に所領を有していた禅職師だ。そのほかには、三方荘内の觀音寺と円提寺の所領に関係した人と、この三方荘に近接して成立していた新井荘に所領を持つ人とがいたこ

とが知られる。

ところで、楽前荘では比曾寺・善雲寺の所領に関係していた樂前了一が鎌倉方であつたのだから、こうして見ると、日高町域の高原部は、承久の兵乱に際しては、京都方、鎌倉方の二つに割れて、それぞれ京都に出かけていたか、また、この三方平野内でも小競合が起つていていたのかも知れない。樂前了一の地頭職の内容については、本章第二節樂前藤内兵衛入道の項でふれることとし、また、京都方に味方した人たちの動静は、但馬守護太田昌明の所領、新井荘の変遷、進美寺領の構成についてふれつつ、説明して見よう。

なお、左表は、弘安八年（一二八五）現在の、日高町域内の土地の種目とその権利所有者の名前を示したものである。このうち地頭は、すべて鎌倉幕府の認証によって、その地位を得たものであるから、現在但馬にないような名前を持つ地頭の中には、日置郷の越生氏のように源平の争乱期に但馬に居つてきただよな人は別として、なおこの承久の変のあとに新補地頭として、関東から下つて来た人もいたに違いないし、若しそうなら、それらの地頭が臨んでいる土地は、京都方に味方した武士の所領だったわけだ。

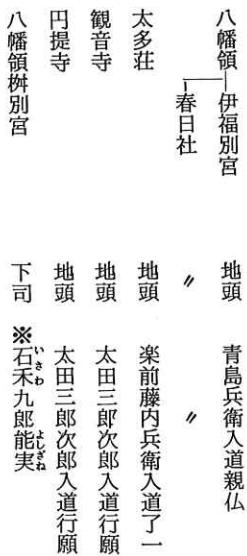


表14 日高町域内の土地の種目と権利所有者表 弘安8年(1285)

八幡領円山別宮	地頭						
樂前莊比會寺	沼田 小太郎入道願西	河南木小三郎入道蓮忍	樂前藤内兵衛入道了一	小河左衛門六郎宗祐	前左大將家御後室	矢部尼、関東給	八代右近入道善阿
樂前莊善雲寺	樂前藤内兵衛入道了一	樂前藤内兵衛入道了一	樂前藤内兵衛入道了一	越生兵衛太郎長経	越生兵衛太郎長経	越生兵衛太郎長経	河南木小三郎入道蓮忍
進美寺	高田 小太郎入道願西	高田次郎忠員	高田次郎忠員	高田新左衛門尉女子	高田新左衛門尉女子	高田新左衛門尉女子	高田 小太郎入道願西
八代莊	日置郷						
大将野莊	高生郷						
高田郷	氣多郷						
日置郷	氣多下郷						
高田郷	氣多郷總社昆沙門堂						
氣多郷總社昆沙門講田	氣多郷總社三昧田						
三會寺	狹沼郷						
※公文	地頭						
八木九郎左衛門尉高貴	治田 小太郎入道願西						

八代郷	公文	八木三郎左衛門入道真阿
下賀陽郷	地頭	八木三郎左衛門入道真阿
上村	地頭	河越修理亮跡
下村	地頭	野元孫三郎
小山田寺	※国別当	水落太郎重方跡
新井莊	地頭	宇多田弥三郎入道阿妙跡
上賀陽莊南方	地頭	小林三郎入道
上賀陽莊北方	地頭	小林三郎入道（或いは三郎興重）

※印は国御家人

観音寺・円提寺と太田行願

このうち、太田行願は但馬守護太田昌明の系譜につらなる人だ。承久の変に先立つて、京都では、地方武士の中の有力者を宮方に招致しようと、盛んに勧誘工作を行っていた。この目的のため、三人の使者が但馬の太田昌明の許を訪れたとき、使者を捕えて切り捨て、京都の側には加担しない鎌倉幕府に、与同する旨を荒々しくも表明した武士だ。もとはといえば、生國も不明の男で、比叡山の荒法師として鳴らした男だった。寿永の内乱に際して、鎌倉から京都へ進駐してきた北条時政に拾われたのが縁で、源義経の叔父源行家の探索に従事し、これを討伐した功によって、但馬太田莊らの地頭職を手に入れていた。太田昌明は、北条氏に深くかかわりあっていたが、承久の兵乱に先立つて即発のはりつめた政情下、京都・鎌倉いずれが優者になるか予測も立て難い時期に、源氏ゆかりの多く

の関東武者に先がけて、大胆にも鎌倉方への旗印を鮮明にしたのであった。乱後、その功が認められて、但馬の守護となつた。当然いくつかの恩賞地が与えられ、その地頭に新補されたことだつたろうが、その恩賞地といふのは、実は但馬の宮方派より没収した土地だつたわけだ。乱が終つたあと北条義時は、戦後処理のため、各地の在庁官人に命じて、京方についた者の国内における所領と所職をすべて報告させている。しかしながら、国々では守護代官らが在庁官人らをおどして、数多くの莊園や公領を取り込んでしまつたといふ。こうして但馬守護太田昌明が、自己の領主権を得た土地が、昌明の没後、太田行願に伝世しているのである。太田行願の領有地といふのは、もともとは承久の兵乱に京都方に味方した武士の所有地だつたわけだ。だが、その武士の名前は、全く伝わっていない。觀音寺、円提寺の地を太田行願が得たということは、承久の兵乱期、ここに京都の宮方武士がいたと見ていいだろう。太田行願は但馬守護にこそならなかつたが、太田氏の中でも、その総領職を受けた有力者だつた。

新井莊と宇多々家守

承久の変のあと、太田昌明のよう、その戦功が認められ、公家没収地の地頭職を手に入れた武士のことを、当時新補地頭と呼んでいた。くどいようだが、新補地頭補任の地は、もともと、宮方関係の武士の所有地だつたといふことだ。氣多郡の中から、この新補地頭補任の地を搜すと、仁和寺領の新井莊がそれに當る。所で、新補地頭の法定得分は、十一町に一町の給田と段別五升の加徵米といふことであった。貞応二年（一二二三）の仁和寺側の記録によると、新井莊は、田と畠から構成していて、惣田数十八町八段三百歩のうち、定田つまり年貢の対象となる田は十三町七段百二十歩で

あり、畠は十二町九段十六歩の中、年貢の対象分の定畠は、八町七段九十六歩であった。それで、新補地頭宇多々家守は、この定田・定畠数の合計二十二町四反二百十六歩を基準として、地頭の得分を算出しなければならないにもかかわらず、田畠合計三十一町七段三百十六歩を、まるまる基數として、算出し、付加米を徴収してきただので、でっちあげに仁和寺側は悲鳴をあげている。ここに明瞭に「新補地頭宇多々家守」と見えているから、この新井荘には、承久の変の当時、宮方の武士が住みついていて、この武士に代って、宇多々家守が、承久の兵乱につくした軍功によつて、新井荘の地頭に新補されている。宇多々氏は、但馬における関東下り衆の一人であつたわけだ。この後、引き続いて宇多々氏の子孫は、新井荘に関係を有していたものらしく、『但馬国太田文』には、新井荘の地頭は、宇多々孫三郎入道阿妙の未亡人だと記している。

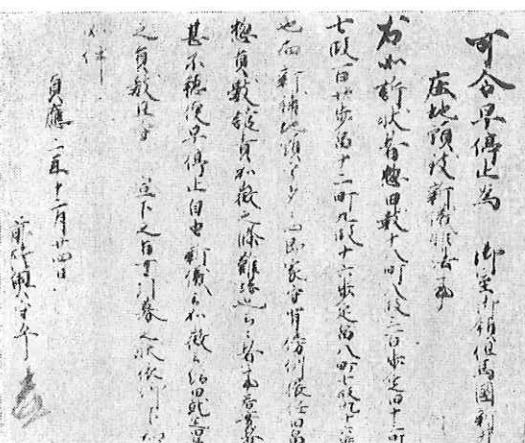


写真79 関東裁許状（京都市 仁和寺文書）

さて、『但馬国太田文』に、「新井荘国役人」とか「薪井荘甚不穂復止日中引領不致」と題する文書は、拾三町六拾歩」とかいうように出てくる新井荘・薪井荘は、この仁和寺領新井荘のことであろうが、では、「新井荘」は、何處に立てられた荘園であつたろうか。日高町の町域には、現在、「新井」という地名は残っていないので、新井荘を探す手だてはないが、おおまかにいって、三方郷に接した地域

であつたらしい。それが、いつ、どのような手続きをもつて荘園化し、仁和寺領に組み入れられたものか、これもまた分明していない。また、新井荘の田畠合計三十一町七段三百十六歩の土地は、一ヵ所にまとまつて所在しているのではなく散在していて、気多下郷には一町七段、三方郷には七町余、日置郷には七段といふように、合計九町四段の地が日高の高原部からはみだして、平野部に設定されていることが知られる外、貞応元年（一二二二）十月の四條天皇の綸旨によると、狭沼荘が退転したので、その中の旧新井荘は新井荘に通ずとも記せられているから、狭沼荘の中にも田積が不明ながち、新井荘の散在田が存在していたことだろう。かつ、『但馬国太田文』は、氣多下郷の中に、舞人並新井荘国役人等七町三反小四拾歩と記しているから、弘安八年（一二八五）の時点では、なお新井荘の散在領は、気多下郷の中に存在していたこととなる。さて、これらの散在田分を差し引いた残りが、新井荘の中核地を形成しているわけだが、これも『但馬国太田文』によると、十三町六十歩と記せられているが、これとても一ヵ所に統合しているのではなく、新井荘の飛地が三方郷に七町余もある如く、逆に新井荘の中にも、三方荘の飛地が設定されていたことだろう。新井荘に限らず一般に荘園には、土地に対する入り組んだ権利関係が存在していて、これをなぎ倒していくようにしむけていたのが、鎌倉幕府の政策であり、新補地頭は、この行政方針を笠に着て、何かと口実をつけては、荘園に喰い込もうとしていた。さて、新補地頭宇多々家守が、傍例に背いて新儀をたくらんだと仁和寺から訴えられたのは、貞応二年（一二二三）のことであつたが、その前年たる貞応元年（一二二二）には、日置郷地頭越生右馬允・多氣郷地頭沼田三郎・三方郷地頭渋谷三郎の三人は、日置郷・多氣郷・三方郷に散在している新井荘の領地の中に、自分たちの領田が含まれていると言つて、押領をしかけている。これに手

を焼いた仁和寺では、彼等の自由新儀が募るので、庄民は領家である仁和寺からもつつかれ、他方地頭側からも責められ、疲れ切って、廻士の計を失うと、鎌倉幕府に訴えている。鎌倉幕府は仁和寺の主張に理ありと裁し、武士へ非違を警めているが、この勢は、そう長く続くものではなかつたのである。

仁和寺は、たびたびの火災のため、建立当初の姿は残っていない。仁和寺北院は、既に焼亡してしまつてゐるが、南院は鎌倉時代には、なお存していたようで、新井莊は狭沼莊や朝来郡の和賀莊、出石郡の大内莊と並んで、仁和寺南院領として現われてくる。貞永元年（一二三二）の仁和寺文書によると、この頃までに、既に狭沼莊は武家の手によつてであろうが顛倒してしまつていて、狭沼莊と呼ぶにはあまりにも、莊園としての機能を失つてしまつてゐる。この上、新井莊までが、引き続き武士の手によつて狼藉らうせきされるようなことがあれば、仁和寺としては實に大切な所領を失つたことになるので、保持に懸命だ。朝廷にかけあって、この貞永元年（一二三二）十月二日をもつて、やつと、もとの如く仁和寺南院領であることを確認して貰つてゐる。宇多々家守が強引に莊領に関係してきていたのかも知れない。それは先に貞応元年（一二二二）新補地頭三名が、目にあまる新儀濫妨を行ふことを鎌倉幕府にかけあつて、差し止めて貰つたのも、束の間のことだつたわけだ。新井莊はその後、暫くの間は、仁和寺南院領として存続していいたものの如く、暦仁元年（一二三八）、道深法親王は、僧都清嚴を預所職に任命している。やがて、元弘の変が起き、南北両朝が対立してくるが、まず、建武の新政に当つて、後醍醐天皇は、雜訴決断所の注進に任かせて、新井莊をもとの如く仁和寺入道法守親王をして管領せしめられている。ところで、『但馬国太田文』には、氣多下郷の舞人並新井莊国役人という記事がある。これは、いかに解すべきであろうか舞人については既にふれておい

た。国役人というのは国衙の在庁官人を指すのではなく、むしろ、新井荘の荘職に關係している在地の有力農民を指す言葉であろう。いわば「公文」とか、「案主」とかいう莊官をさす言葉であろう。但馬国在住の仁和寺の役人といった意味だろう。

氣多郷の北隣は、城崎郷だ。この上三江荘は、御家人公文職相論の地と見えている。ところが、この新井荘は、公文職御家人役勤仕の地だと全く正反対のことが記録されている。莊園の中に地頭が入り込んでくると、地頭の取り分は、地頭給として一応設定されるが、ことさらに地頭給と呼ばないで、從来、莊園の中で莊官が取り込んでいた下司給とか、公文職といつたものを、そのまま取り継ぐこともあつた。宇多々が関東から新補地頭として新井荘に乗り込んできたとき、彼の得分は、地頭給と呼ばれないで、從来の慣習を引き継いで公文職と呼ばれていたことであろうか。また、地頭宇多々は、『但馬国太田文』には、御家人とは、明記していないが、御家人役を勤める身分でもあつたろうか。宇多々孫三郎入道阿妙が死没したあと、新井荘の地頭職は、その妻が保持していたようだが、公文職と御家人役の保持をめぐって、感蓮と定宗が相論している。感蓮と定宗とは、宇多々阿妙の子で、共に兄弟の関係であつたろうか。地頭職の内容である公文職を手に入れたものが同時にまた、御家人役を負担するわけだったようで、兄弟のいづれかが、この権利と負担を手に入れようとして争っている。初め新補地頭として宇多々氏が、この新井荘に入り込んできた時に、盛んに乱暴を行つて、新井荘の領主である仁和寺をてこずらせていたが、それから六十年、恐らくその子供の代になると、こうした荒々しさはなくなつて、却つて父親が形成した莊園の権利に関して、その帰属をめぐって肉身の間で醜い争いを起している。

かくの如く、新井莊に新補地頭宇多々の名前が見えるということは、この新井莊にも、承久の変に際して京都方の武士がいたことを示している。

進美寺と鳥羽院

翻つて、進美寺の寺領の構成を調べて見よう。既に述べた如く、進美寺が、須留岐の山なみに続く西方の嶺上に建立されると、ここに参詣し、安置されている觀音の利益を受けようとする者がでてくる。こうして信者のある者は、財物や土地を寄進してくるようになると、これがまた進美寺の寺威を高める経済的な基盤ともなってくる。進美寺領の中核が形成されてくる。進美寺の記録によると、鳥羽上皇の仁平元年（一一五一）八月十五日に、進美寺は鳥羽上皇の御願寺に指定されたといふ。これは、元享元年（一二二一）進美寺が提出した由緒書の中に述べられている話ではあるが、これに対応する資料が残っていないから、この点は史実かどうか、今では積極的に尋ねる手段もない。だが、鳥羽上皇のころ、京都では盛んに御願寺が建立されているから、こうした風潮が、地方で御願寺選定の伝承を生む機縁をなしていたものではなかろうか。

即ち、鳥羽上皇の院政は、大治四年（一一二九）から保元の乱（一一五六）までの約三十年続くが、その間に得長寿院・室莊嚴院・勝光明院・安樂寿院を建立し、中宮待賢門院のために、円勝寺・法金剛院を、皇后美福門院のために觀喜光院・金剛勝院を、皇女八條女院のために、仁和寺に蓮華門院を建てている。御願寺というのは、天皇の御願を行ずる目的で作られた寺院のことだ。この御願寺には、所領が寄せられ、この所領がまた免税となるような特権があつたから、ますます寺領が増大していった。仮りに、寺伝の如く、進



写真80 進美寺住僧等重書紛失状（進美寺文書）

美寺がこの時、御願寺に指定されたとしても、このような所領が寄せられ優遇措置が施行されていたか否かは疑わしい。とはいっても、皇室経済の上で、鳥羽上皇の頃は、このような御願寺領莊園の形成期に当っていたし、進美寺がある時期、その寺領の保全について、何らかの優遇措置を期待しようとすれば、このような鳥羽上皇の御願寺領形成の盛期に、皇室と密接なかかわりがあったと申し立てるのも、一つの手段だったろう。かくて、鎌倉時代の建保三年（一一一五）後鳥羽上皇の御願寺に指定されるが、それは既に、この鳥羽上皇の仁平元年（一一五一）御願寺に指定されていた実績によるものだと主張されるわけだ。また、天元二年（九七九）比叡山の惣持禪院が焼亡した時、造営料所に指定されたのが但馬だともいわれている。同じく天台系の寺院として進美寺は、この頃比叡山と関係を存していたことだろうし、こうした関係がまた、進美寺をして、この平安時代末期、京都との交渉を持たせるような時期でもあり、鳥羽上皇御願寺院説を産み出す別の機会だったかも知れない。

いずれにしても、この鳥羽上皇にまつわる時期頃が、進美寺の寺威の伸張期だったというような記憶なり、伝説が存在していて、この御願寺説の背後の大きな支柱となっていたことだろうし、進美寺の所領形成が行われていた

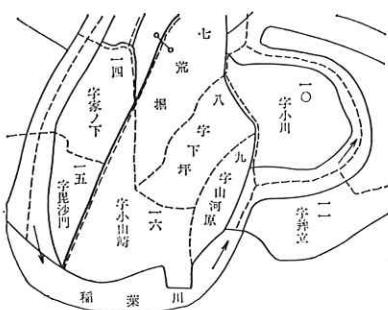


図45 岩中村字限図

ことだろう。とはいへ、日本歴史の上で、院政時代ともいわれるこの時期の具体的な進美寺の所領は、全く明らかでない。次の、鎌倉時代に入つても、それは断片的にしか判明していない。現在分離している限りを捨て上げて見ると次の如くである。

進美寺油畠

その第一が進美寺の油畠だ。貞応二年（一二二三）但馬守護太田昌明は、私領七反十歩を進美寺の油畠として永代にわたつて寄進している。その主旨は、進美寺に祀つてある觀音菩薩の前で、毎日觀音經・壽命經を読みあげ、觀音呪^{じゆ}を百返唱え、且つ又、毎日金剛般若經を転誦して、梵天^{ぼん}・帝天^{てん}・琰魔法王^{えんま}・泰山府君^{泰山}・五道冥官^{めいがん}等を回向して欲しいというのである。

但馬守護太田昌明が寄進した七反余歩の畠は、シツタ垣・ホコタテ垣・ヤナセ垣・東県垣・イモチ垣・大柳寺垣・二丁畠垣・大中嶋垣に分散していて、これは、もともと前守渡人源三左衛門尉の子息禅職師の私領であつた。それを太田昌明が没収して、進美寺に寄進したのである。

この「前守渡人」というのは、「前守護人」ということだろう。建久八年（一一九七）から承久三年（一二三二）の兵乱にわたる間の但馬の守護は、安達親長であった。左衛門尉に任じ、源三左衛門尉と呼ばれていた。従つて、この前守渡人源三左衛門尉というのは、前但馬守護安達

親長のことであろう。元久（一二〇四～〇六）のころから、播磨守護後藤基清、近江守護佐々木広綱らと共に、京都の守護に当っていた。所謂「在京御家人」だ。洛中警固のために恒常的に在京するように命ぜられた御家人ということだ。普通、畿内周辺の守護がこれにあてられていた。このことから、京都に存在することが長く、京都の公家方に知己を持ち、この縁にひかされて承久の兵乱には、鎌倉武士でありながら、宮方に身を投じなければならなかつた立場の武士だ。従つて、承久の兵乱のあと、安達親長は恐らく、鎌倉幕府のために処分を受ける身となり、但馬守護職という地位を失つた他、その所領も没収されたことだつたるう。更に、その子にまで罪は及んでいる。かくて、安達親長の子、禪職師の私領を、新任の但馬守護太田昌明は、鎌倉幕府の命を受けて没収し、やがて、進美寺へ油畠として奉獻している。ここにも、承久の兵乱に官方に味方した武士の例が見られる。

この進美寺油畠の所在地は、現在では全く推定することもできない。しかし、ホコタテ垣は、岩中分にある鉢立一ホコタテーという小字だろうし、ヤナセ垣は、浅倉分の柳瀬—ヤナセ—という小字か、八鹿町宿南耕地分の円山川沿いの柳瀬という小字のいずれかであろう。だが、宿南耕地の柳瀬の地に小字中島があり、これを、大中嶋垣に比定してもよいなら、ヤナセ垣は、宿南耕地の柳瀬がそれだと見た方がよいことになる。シッタ垣は、八鹿町宿南耕地の西方部の小字、漆田に関係あると見ていいだろう。こうして見ると、太田昌明が寄進した田畠というのは、浅倉・岩中・宿南耕地に集中しつつ、時によつたら、赤崎・八鹿町浅間など、進美寺を取りまく地域にも関係があるかも知れない。

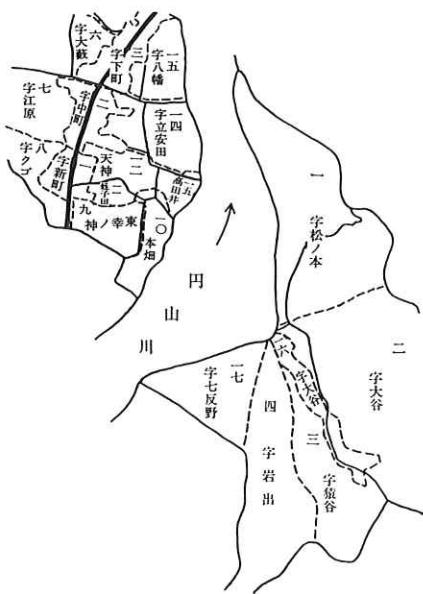
このうち、東県垣分は、進美寺の弘安三年（一二八一）の記録の中にもでてくる。即ち、東懸の畠堀段は、

阿弥陀堂の油畠だと記している。東懸は、東県のことだろう。ここでは東県の畠一反の所有権は、進美寺関係の僧の手に移っている。

進美寺と岩出野

進美寺と岩出野 進美寺所領の第二として挙げたいのが、岩出野油畠だ。これは古くからの進美寺の油畠う。円山川の右岸にあり、地続きの猿谷は、後でふれる如く進美寺僧澄雲の所領でもあつた。さて文永五年（一二六八）進美寺の記録によると、これより先、古くからの進美寺の灯油畠である岩出野に対して、西隣

図46 江原村字限図



郡司一庁官が河成と称して濫妨して困るので、なんとかこれを取締つて貰えぬかと進美寺の住僧が訴え出ているため、但馬国司は文永五年（一二六八）六月十九日付の国宣をもって、また天台座主の青蓮院三條宮は、それより二日遅れた六月二十一日付の令旨をもって、それぞれ郡司一庁官の濫妨を警めるところであつたし、これらの指令は即刻、進美寺に申達される筈であつたが、その後、五日経つた六月二十六日にになってやつと、公禪という僧の名義で、進美寺

に進告^{さわ}されている。公禪は当時天台座主^{ざす}の令旨を遵行する立場にあつた安居院法印のことであろうが。令旨が公禪の手元に達するまでに、五日間も日数が空費している点についてさすがに公禪も、不審を感じたものか、令旨が作成されてから、幸便がなかつたので、延着したものであり、且つ、但馬へ飛脚を立てて、指令せよとも指示がないのは、この件はそう急ぐほどの要件でもないのかと、首をかしげていた。進美寺内部の僧侶の中で、西県郡司と共謀して、岩出野の地域のとり込みを計つていたものがいたわけだ。

さて、この西県という地名は東県垣に対する言葉だ。もともと「県—アガター」という、比較的大きなまとまりをしていた土地が、東西に分割した結果東県、西県が成立したものであろう。この中東県は、先にふれた如く、「東県垣」或は「東県」として現われ、その中の畠一所一反分が、承久の変に但馬守護安達親長の子息の所領であつたために没収地として、但馬守護太田昌明の手によって、進美寺へ寄進されている。この東県に隣接している西県郡司一庁官は、既にふれた如く、広大な氣多郡の郡司というのではなく、氣多郡の中の単位である郷の中から浮び上つて国衙と直接交渉をもつようになつた在地の有力者、いはば郷司級の人のことであるが、この場合、同時に国衙の役人として、国衙機構そのものにも参画して来ている。この西県郡司一庁官が「河成」といつて進美寺の岩出野油畠に干渉していることは、恐らく田山川の河流の変遷によつて、地積が変動したためだろうが、西県との岩出野とが、そうかけ離れた地域ではなかつたことを示している。とはいえ、現在、東県・西県の地を具体的に指摘することは困難だ。

ところで日高町域の大字には「頃垣」・「篠垣」・「猪子垣」と垣のつく地名がある。但馬守護太田昌明が、承久の兵乱に官方関係者の土地として没収し、進美寺に寄進した八カ所の地は、前項で見る如く、これまた

すべて、「垣」が付せられていた。垣といいうものは、一定の地域を限る標識だ。そして、農民が一地に集団を作つて生活しないで、ぼつんぼつんと散居している状態をカイト（垣内）とも呼んでいるが、「頃垣」といひ、「猪子垣」といひ、「篠垣」というのも、垣といいう言葉に表現される地域性、つまり生活範囲の中でも、特に緊密な連帶が展開している地域を指したものであつたろう。この進美寺油畠の中に出てくるいくつかの「垣」のつく地名も、この様な「カイト」を示したものであろう。そこには農家があり、耕作農民の存在が考えられる。守護太田昌明は、この農民を含めた畠地のまとまりである「垣」を進美寺に寄進したのだった。

蓮台寺・吉祥寺・石和田保

進美寺関係の所領として第三に現われるのは蓮台寺・吉祥寺・石和田保だ。

しかし、これは一時的だったようだ。蓮台寺及び吉祥寺の所在は不明だが、『但馬国太田文』の中では、氣多郡の項にかけて、「國別當沙汰」として現われている。石和田保といいうのは、『但馬国太田文』の養父郡の項に見える石禾下莊や石禾上郷に関係ある土地とすれば、和田山町の高瀬・宮内・岡・法道寺・高田、養父町の堀畑・大塚の地域に当る。

さてこの三ヵ所の土地について、『本領主の両度の寄進状の主旨からいつて、進美寺領である事に間違いないから、但馬国衙の方で押妨するような事があつてはいけない』との後嵯峨上皇の院宣が、文永七年（一二七〇）に出されている。つまり、これによつて三ヵ所の地は、進美寺領と決定したわけだ。引き続き、龜山上皇も建治三年（一二七七）院宣を下して、確認し、但馬国衙の押妨を禁止している。こうしてみると、この三ヵ所の土地は、文永七年（一二七〇）以前のある時期、所有者が自発的な意志から進美寺に寄進した

担の義務を負うべきものと裁可している。

のだと主張している。

余程、確乎たる証拠があつたものらしい、資経の言い分が通つた。国衙の在庁官人も資経の主張に同意し、連署状を提出したりしたこともあつて、天台座主は、令旨を下して、資経の提訴を認め、蓮台寺・吉祥寺並びに、新に建屋紙工保の設立を停止し、元の如く、これから後は永代にわたつて国領地として、正税負担の義務を負うべきものと裁可している。

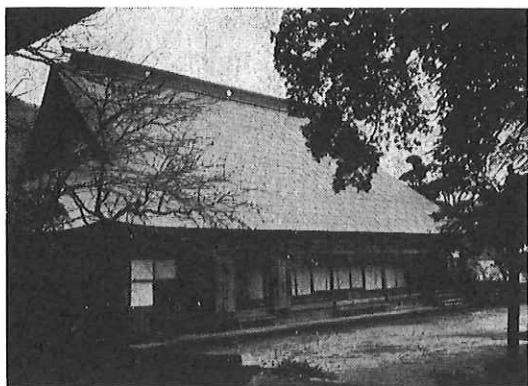


写真81 蓮台寺(知見)

ため成立した進美寺領のようにみえるが、よくみるとどうやら、本領主の了解なしに、進美寺側が勝手に取り込んで寺領とした土地のようだ。進美寺には、後半部が失われてしまつてゐるため何時の時代のものかはつきりしない文書が一通ある。文書や内容から推定して、大体弘安年間（一二七八—八八）以降のころのものらしいが、なかなか難解で文意が汲み取り難い記録だ。その中で、この蓮台寺と吉祥寺は、但馬国衙の役人をしている資経法師ともねが六代の間にわたつて相伝して來ていた所領だった。ところが、去る文永年間、故聖憲法印が國務をみていた時、彼が進美寺領家職を兼帶していた関係から、理由もないのに取りあげて進美寺に寄附してしまい、これを進美寺の別院となし、進美寺山門修造のための料所としてしまつたといい、無理強いに所領を奪われたものだと主張している。

蓮台寺・吉祥寺は、かつて、後嵯峨院や龜山院の院宣によって、進美寺領と認定されていたのは、その認定の経緯の間に、余程、進美寺側からする強引な横車的な主張があつたものだらう。かくて進美寺は、資経の提訴によつて、見事にその領有権を失つてしまつてゐる。それにしても、一時は、進美寺の所有だと裁定されるについては、それ相応の進美寺側の言い分も、古くから存していたことであろうし、それを根拠として、聖憲法印が進美寺領に編入し、かくすることによつて聖憲自身もその権利を保持しようとしていたことだつたろう。それにしても、石和田保の帰属については、何も伝わるものがない。恐らく石和田保が進美寺領に編入される経緯については、法的に正当な手続きが執られていたため、今の場合、争論の対象とはならなかつたものである。

建屋紙工保

かくて、進美寺は、石和田保を寺領の中に保持するようになつたらしいが、このころ、新に設立したと思われる建屋紙工保の権利を失つてゐる。「保」というのは、平安時代の末期ごろから現われた言葉で、国衙の中の行政単位の如く使用されてゐる。恰も、新しく出来た「郷」が国衙から直接監督を受ける立場になつたのと似てゐるが、「保」の中には未開の荒野を含んでいたから、この開発が進めば、それだけ国衙の徴税額は増加するわけで、開発許可を与える国衙にとっては、わるい話ではなかつた。こうして、進美寺は建屋紙工の保を、新しく設立したものらしい。建屋紙工は製紙に従事する人の費用弁済のために、養父郡西方の山間部に設定されたもので、三町六反強の土地構成であつた。こここの地頭は、石和田又太郎光時といふ、同時に建屋新莊の地頭でもあつた。この石和田光時は、進美寺が保持に成功した

石和田保の「石和田」を苗字としているから、石和田郷の中から成長した有力武士であつたろう。そして彼は関東御家人であつた。また、進美寺の山麓の伊福八幡宮領の拠別当の下司は石禾九郎能実といい、此の人も国御家人であった。石禾能実も石禾莊に所縁ある人らしいから、恐らく石和田光時と石禾能実とは縁故があるだろう。

さて、建屋の地に於て、紙工田に關係して、進美寺は開発を進め、新しい保を設定してゐる。恐らく建屋紙工に關係する地頭、石和田光時の積極的な援助があつた事だろう。石和田光時は、建屋の地に、新に立券された建屋新莊の地頭に任じられたと同じように、この建屋紙工新保にも、権利關係を設定する積りだつたかも知れない。しかし、但馬国衙の資経の訴えにより、建屋紙工保という保を新立すること自体が禁止されてゐる。進美寺としては、折角、在地有力武士の手引によつて、土地造成を進め、寺領の拡大を計つては見たが、在地の既得権にいろいろの面で、抵触する所があつたものであろう。天台座主の序も、資経の主張を全面採用して、建屋紙工の地に、新しい保を作る事を禁止している。それにしても、先の石和田保といい、この建屋紙工保といい、進美寺は、随分と離れた所にも寺領を有していた。このころ、養父神社の飛地領八反が氣多郡の高田郷の中に設定されている景況に応するもので、その初め、この地に住する有力者が、進美寺に寄する祈念のために付したものだつたろうか。その伝領の過程にて、建屋紙工保は没収され、石和田保のみが残つてゐる。

進美寺の聖憲法師

それでも、蓮台寺・吉祥寺・建屋紙工新保を取り込んだ張本人とされる聖憲法印は、どんな人だったろうか。随分と職権と地位を利用して、進美寺領の拡大化を計つている。聖憲の存在は、『但馬国太田文』にも明記されている。即ち、捐本中堂領進美寺領家聖憲法印跡である。捐本中堂というのは根本中堂の写しまちがいだ。進美寺は比叡山延暦寺と本寺末寺の関係にあることから、進美寺の聖憲法印は延暦寺と寄進契約を結び、自らは、領家と称して、進美領からの取れ高を自分のものとする立場にあったので、がめつく、資経が相伝し来っている所領を没収しようとしており、また『但馬国太田文』ではこの弘安八年の時点で、聖憲法印跡といい、実經のこの訴えでは、「去文永年中、故聖憲法印」といっているから、この頃なお聖憲は活躍していたわけだ。聖憲はそれ以後の建治元年（一二七五）から弘安八年（一二八五）の十年の間に死亡した人物のようだ。この聖憲は、進美寺の最高僧侶の人であると同時に、但馬国衙に關係していた人で、京都にて但馬国に一向に下向してこない但馬国司に代つて、國務を代行していた。宗教と政治の両面にわたつて強い発言力を有し、三ヵ所の土地を進美寺分に取り込んでしまっている。これは文永七年（一二七〇）、後嵯峨天皇の院宣によつて、更には建治三年（一二七七）には龜山上皇の院宣によつて、進美寺領として確認を受けていたが、更には弘安九年（一二八六）五月、進美寺の権大僧都憲勝の申し出でに従つて、進美寺の別当である蓮台寺・吉祥寺・石和田に対し、国衙や権門が違乱することのないようにとの左弁官の指令を弘安九年七月十六日、受けている。余程のやり手であつたようだ。だが、またこの前年である弘安八年に作られた『但馬国太田文』によると、蓮台寺田三十町八反二百四十歩と吉祥寺四十二町一反百八十歩の沙汰人は、国別当だと記しているから、既に進美寺の別当寺とし

て蓮台寺、吉祥寺はゆるがぬものとなろうとしている。沙汰人として現われる国別当は、但馬国衙に関係している役人のことだが、恐らく六代相伝の所有権を主張していた在庁の実経ではなくて、聖憲法印のなきあと、進美寺の最高宗務を司どるようになった僧侶であって、国衙機構に参画しつつ、その土地から取れる用益権をがっちりと、にぎりこもうとしている。

但馬守護太田昌明進美寺領を違乱す

進美寺文書によると、「日置畠は往古よりの寺領だから、守護らがみだりに、乱入してはいけない」と、寛喜元年（一二二九）十一月、鎌倉幕府が令している。この日置畠は、日置郷の地に寺領として寄せられている畠であることはいうまでもない。日置の地は、進美寺の山の尾根が北に長く伸び切っている地点の直下であるから、ここに寺領が成立するのは当然といえば当然であるが、その位置は、別の進美寺の文書で、日置河内山林畠と表現しているよううに、今の向日置川付近であろう。この日置畠は「往古より寺領」だと表現されているように、進美寺にとって、古くから伝わっている大事な所領だった。こうしてみると進美寺の直下の赤崎・浅倉・浅間の地だけでなく、背後ともいうべき日置郷の谷あいにも、所領が成立していたことが分る。進美寺関係の第五の所領とでもいうべきものだ。そして、日置河内畠山林の所領の所有権は進美寺のものであつたが、この土地から取れる産物の権利は、別の個人が所有していて、この地主権をめぐつて、進美寺と但馬守護太田昌明とが争つている。

既にふれた如く、承久の兵乱のあと、但馬守護となつたのは太田昌明だった。昌明は他方に於ては、地頭

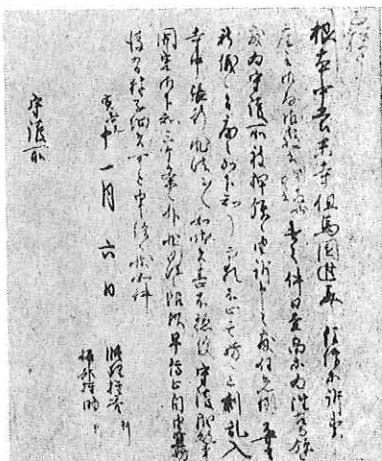


写真82 関東下知状案（進美寺文書）

取り早く領地を広げるためには、手段を選ばないで、他人の土地を取り込まねばならない。こうして風当りが弱そうな土地に目をつけて、濫妨を行うようになる。但馬守護太田昌明も、その一員で、進美寺領に対して、大膽にも喰みを計った。日置郷の畠山林も、このようにして目をつけ、強引に守護領化しようと計っている。

承久の兵乱のあと、前但馬守護安達親長の子息の所領を、但馬守護になつた太田昌明は没収して、進美寺に寄進したりしたこともあるが、一方では、この頃から、進美寺領に關して干渉も行い始めている。たまりかねた進美寺では、本寺である延暦寺に対し、保護を申し入れ、寺領を保全しようとした。延暦寺に対しては、末寺の領地が蚕食されるのを座してみてはゆかぬ。進美寺は、但馬の延暦寺末寺の中でも

として但馬の各地で、土地の用益権を手にしていた。これがつまり守護領というもので、但馬守護という役職に応じた領地は、別に与えられていなかつた。じわじわながら、貨幣経済が農村部へ進展してくると、武士たちの生活は、出費に耐えかねて目立つて窮乏化してくる。なんとかして収入が増えるように懸命となるが、所詮、持つている領地が拡大しない限り、この努力は空しいものであつた。戦時ならばともかく、平時においては、自己の領地が拡大する機会は余程のことではない限りまず起りえない。そこで手つ

最有力な寺院だ。延暦寺が但馬を寺院知行国としている限り、その出先機関に選定しなければならぬ所だ。進美寺は厚く保護してやらねばならない。延暦寺政所は、座主尊性法親王の令旨を伝えて、みだりに国衙や守護所が、進美寺領を違乱することがないように警めた。これに対して但馬守護、太田昌明は、守護の権能として定められている大番催促・謀反・殺害等の事犯以外には、どうして守護がみだりに進美寺領に入り込むことが出来ましようか。また盜犯、放火などの罪科の場合、拘引する権利は領家側が三分の二、地頭側が三分の一とも定まっている。従つて地頭が補任している土地なら、守護は介入する余地がない筈だが、まだ地頭が補任していなかつたので、守護の方で、代つて沙汰したまでだと、うそぶいていた。して見るとこのころまだ、進美寺には、地頭が任命されていなかつたことになる。それが『但馬国太田文』によると、進美寺領三十二町五反の内には地頭給としての一町の田があり、地頭の名前には、阿南木小三郎入道蓮忍の名前が知られてくるので、進美寺領ではこの安貞三年（一二二七）ころから、弘安八年（一二八五）の間に、地頭が任命されてきているのが分る。勿論、新補地頭ではあるが、承久の乱以後、相当の日時を経過してから任命されている。もともと進美寺は、寿永の内乱期や承久の兵乱に当つて、関東側に与同していた寺院であり、且つ、関東の祈願寺として、あがめられていたから、鎌倉幕府は、承久の兵乱の没収地として新井荘の中に宇多々家守を新補地頭として入れ込んだように早速にも地頭を送り込むことが出来なかつたよう見えれる。とはいものの、遂に御家人保護対策として、この進美寺領の中にも、地頭補任地を設定している。阿南木蓮忍の素性は分らぬが、関東御家人であることには間違いない。

太田昌明の言い分

次に問題になっている、日置河内畠山林侵犯事件について、次の如く自己の立場を主張している。即ち、

日置河内畠山林は、御指摘の如く、忠清が進美寺に寄進した領地であることには間違ひありません。しかし忠清が死去したあと、彼の子息、忠行はわけあって次第手継証文を副えて、その土地の地主職を私に譲つてくれた。もともとこの土地を、八幡宮—恐らく伊福別宮であろうが—が取り込めようとしたので守護職としての立場から、ことの次第を延暦寺に報告し、注意を喚起するように指示しておいたが、延暦寺の方では、はかばかしく対抗手段をとらないので、それをよいことにして、八幡宮側の牢籠がなお続いていた。見かねて、守護の方で、秘計をめぐらして、その押妨を中止させるようにしてあげていた土地ではなかつたのか。忠清は確かに進美寺に寄進はしたが、用益權としての地主職は忠清の相続人である忠行が引き続き所持している筈だ。もともと私領を権門勢家に寄進するのは、のち長く領有權を保持したいからだ。忠清、忠行が進美寺側に寄進した権利というのは、領知權だけで、その上に立つ用益權である地主權まで、その客体は及んでいなかつたものだ。それなのに、ともすると進美寺衆徒たちは、この点を思い間違えて、訴訟などの、表沙汰に持ち込んでいる。それで大膳民部大夫範重（だいぜんみんぶだいふじゆうじゆう）が憲法使として下向した時、国衙の在庁官人らと相談をこらして、領地權と用益權とを区別して、譲渡の道理にまかせて昌明の地主職を認定させるようにした筈で、その後、日置河内の畠山林に関して、進美寺側からは、コトとも音を立てぬようになって来ている。どうして非儀と分つていながら、土地の取り込みを行いましょうか。勝手に山林田畠を、地位を利用して侵犯するような下劣な事を致しませんと述べている。

つまり、守護太田昌明は、守護という役目がら、進美寺領を侵害するようなことは出来ないし、且つ問題となっている係争地の、領有権を主張しているのではない。その上の地主権行使したまでのこととて、これは忠行から合法的に贈与された権利であるというのである。

進美寺の訴えを受けた本山の延暦寺は、一応進美寺を保護する立場から、尊性法親王は令旨を下して、国衙守護所使の乱入を停止した。これに対して、但馬守護太田昌明は、領有権まで干渉しようとしているのではない。地主職を正当に行使したまでだと弁疏^{べんそ}して来た。こうもぬけぬけと但馬守護が、言い抜けするようでは、寺領の保全が難しいとみて取つたものか、進美寺では、天台座主尊性法親王の御教書に解状具書を副えて、京都の六波羅探題に訴え出た。

これに対しても、但馬守護太田昌明が陳述書を提出した翌年、即ち寛喜元年（一二二九）十月六日、鎌倉幕府は次のような判決を下した。「日置河内の畠山林地は、昔から進美寺領であるにもかかわらず、守護所が押領して困るとの訴を受理したが、このようなことは先例に任せ、みだりに新儀をかまえてはいけないと、かねてから禁止させておいた筈だ。それなのに、なお押妨を重ねているのみか、寺中にまで乱入し非法を行しているというが、これでは、甚だ宜しくない。守護の職能としてかねてから指示している事項以外の点に及ぶなら、それは沙汰の限りの行為である。早く自由濫妨を停止せよ。なお申し分があるなら、その上で聞こう」と、六波羅探題は、守護所の濫妨を停止させている。恐らく、これで結着がついたとは思えぬが、現存している文書からは結末を知り得ない。

忠清と忠行

日置河内畠山林を自己の所有地として、これを進美寺に寄進した忠清という人物はいかなる人物であろうか。ここで一つの推定をしてみたい。太田昌明の弁疏状では、忠清という人物は、利害関係者の中でも自明なものとして、苗字をあげていない。ただ忠清と記し、その子息も、忠行のみを記して、同様に苗字をあげていない。それから五十七年を経た弘安八年（一二八五）『但馬国太田文』を見ると、高田郷の地頭は、高田次郎忠員だと記している。忠清・忠行・忠員の三人の名前を列挙してみると、「忠」の字が通り名となっていることに気付く。

また、忠清が所領とし、進美寺に寄進した日置河内畠山林の地が、向日置川の谷だとすると日置郷の地はあるが、高田忠員が地頭として臨んでいる高田郷とは、格別に離れている土地ではないわけだ。こうしたことから、一応、忠清・忠行は日置郷に本拠的な土地を持つていてもいい人物だとのみ考えないで、むしろ高田郷の方に生活圏を持つていてもいい人物のように思われる。もしそうなら、その苗字は、郷名をとって「高田」と名乗る立場の人かも知れないし、この高田郷の地頭高田忠員も、「忠」の名前を通り名にしているところから、この忠清、忠行親子との所縁も考えられはしないか。本章第二節高田郷と高田忠員の項でふれる如く、忠員の父は季能という人だった。こうしてみると、年代的な隔りからして、季能は忠行の子だと見ていいことになる。この高田氏は、忠清—忠行—季能—忠員というふうに世代を重ねている。そしてこの高田氏は、養父郡の地に栄えた日下部氏の一分流、朝倉氏に所縁のある氏族らしく思われる。このことについては本章第二節高田郷と高田忠員の項でふれることとする。